

## 平生町パブリック・コメント（意見募集）制度実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメントに関して必要な事項を定めることにより、町の政策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「パブリック・コメント」とは、町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）を策定する過程において、事前にその案その他必要な事項を町民に広く公表し、これらについて町民から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を求め、提出された意見等の概要及びその意見に対する町の考え方を公表し、町民の意見等を政策等に反映させる一連の手続をいう。

2 この要綱において「町民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 町税の納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメントに係る事案に利害関係を有するもの

3 この要綱において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町長
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 監査委員
- (5) 農業委員会
- (6) 固定資産評価審査委員会

### （対象）

第3条 パブリック・コメントの対象となる政策等の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 町の総合的な構想、計画又はその他町の基本的な方針、計画の策定又は変更
- (2) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (4) その他実施機関がパブリック・コメントを適用することが必要と認めるもの

### （適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメントを適用しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの

- (2) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定める手続きに準ずる手続きを経て報告、答申等を行い、当該報告、答申等を受けて実施機関が政策等を策定する場合  
（案の公表）

第5条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案にかかる町の考え方及び論点
- (3) 町民が案を理解するために必要な参考資料

3 案の公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、町のホームページ等に掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

（意見等の募集・提出）

第6条 実施機関は、前条の案の公表の日から30日以上の間を設けて、その期間内に町民から当該案に対する意見等の募集を行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 実施機関は、前項に規定する意見等の募集について、募集要領を作成するものとし、募集要領に掲載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 案件名
- (2) 応募者の要件
- (3) 意見等募集期間
- (4) 公表する資料の入手方法
- (5) 資料の閲覧場所
- (6) 意見等提出方法
- (7) 意見等提出先

3 前項第6号に規定する意見等提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

4 意見等を提出しようとする者は、意見等提出書（様式第1号）を実施機関に提出するものとする。

（意見等の取扱い）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮して意思決定を行うも

のとする。

(意見等の公表)

第8条 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、パブリック・コメントの実施結果（意見の公表）（様式第2号）により、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、平生町情報公開条例（平成14年平生町条例第2号）第10条に規定する非公開情報に該当するものを除く。

- (1) 提出された意見等
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 案を修正したときは、当該修正の内容

2 前項の公表において、政策等の策定に直接関わりのないものについては、その事項を省略することができる。

3 第1項に規定する公表については、第5条第3項の規定を準用する。ただし、意見がない場合の公表については、町のホームページ等に掲載のみとすることができる。

(実施結果の公表)

第9条 町長は、パブリック・コメントを行った案件の一覧を作成し、町のホームページに掲載するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、意見募集期間、募集結果を記載するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。